

大 個 審 第 1 8 号
(答 申 第 2 7 3 号)
平 成 2 7 年 6 月 1 7 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 角 松 生 史

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て (答 申)

平 成 2 7 年 6 月 1 5 日 付 け 企 計 第 1 0 5 9 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 福 祉 的 配 慮 が 必 要 な 府 民 に 対 す る 生 活 支 援 事 業 」 (以 下 、 「 本 件 事 業 」 と い う 。) の 実 施 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 (以 下 、 「 条 例 」 と い う 。) 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実 施 機 関 に お い て 、 本 件 事 業 の た め に 用 い る 個 人 情 報 の 管 理 責 任 者 を 定 め 、 個 人 情 報 の 漏 え い の 防 止 等 、 個 人 情 報 の 適 切 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と 。
- 2 本 件 事 業 に お い て 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 職 員 に つ い て は 、 必 要 最 小 限 の 人 数 と す る こ と 。
- 3 利 用 す る 個 人 情 報 に つ い て は 、 本 件 事 業 の 実 施 の た め の 必 要 最 小 限 の も の に 限 定 す る こ と 。
- 4 本 件 事 業 の 委 託 先 に 対 し て は 、 個 人 情 報 取 扱 責 任 者 を 定 め 、 個 人 情 報 の 漏 え い 、 滅 失 又 は 損 傷 の 防 止 な ど 、 条 例 第 1 0 条 に 基 づ く 個 人 情 報 保 護 措 置 を 求 め る こ と 。
- 5 本 件 事 業 の 委 託 先 に 対 し て は 、 本 件 事 業 の 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 従 事 者 の 人 数 を 必 要 最 小 限 と し 、 事 前 に 従 事 者 の 届 出 を 行 う よ う 求 め る こ と 。
- 6 委 託 契 約 書 に 基 づ き 、 再 委 託 を 承 認 す る 場 合 は 、 再 委 託 先 に 対 し 、 個 人 情 報 の 取 扱 い に つ い て 、 委 託 先 に 求 め る 内 容 と 同 様 の 個 人 情 報 保 護 措 置 を 求 め る こ と 。
- 7 委 託 先 に 対 し て 、 本 件 事 業 で 知 り 得 た 個 人 情 報 に つ い て 目 的 外 に 利 用 す る こ と が な い よ う に 徹 底 し 、 事 業 終 了 後 、 速 や か に 廃 棄 又 は 消 去 す る よ う 徹 底 さ せ る こ と 。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

角 松 生 史 、 上 田 健 介 、 江 口 文 子 、 熊 和 子 、 熊 本 理 抄 、 野 田 崇